

令和 5 年度 障害者就労促進チャレンジ事業 事業計画書

I 企業向け見学相談会

開催案内については各ハローワークに協力を頂きながら、また当協議会としても当事業のリーフレットを作成し、協議会や各センターがどのような支援を行うかという案内を示しながら、周知・広報を行う。なお、実施回数については13回とし、参加企業間の情報交換等を積極的に行えるようにする。

これから障害者雇用に取り組もうとしている企業、もしくは既に取り組んでいるが新たな職域の開発を検討中の企業等の経営者、人事・現場担当者が、障害者がいきいきと働き、スムーズな雇用管理が出来ている企業、もしくは先進的な取り組みをしている企業、また障害者法定雇用率未達成企業が多数集まる場、就労支援現場（就労移行支援事業所等）などにおいて以下の取り組みを実施する。

I-1 実施内容：

- ・企業見学
- ・訓練場面の見学及び障害特性の説明（就労支援機関）
- ・企業で働く障害者の事例紹介（フレンドリーオフィス認定企業担当者）
- ・経営者、人事担当者、現場担当者との意見交換
- ・参加企業間の情報交換
- ・企業支援員及び障害者就業・生活支援センターの活用の説明
- ・障害者雇用支援施策の説明
- ・質疑応答及び意見・情報交換会（希望する企業には個別相談にも応じる）
- ・開催後、アンケートの実施（課題、改善点などを確認し次年度に活かす）

I-2 実施圏域

- ・夷隅圏域・千葉圏域・君津圏域・山武圏域・松戸圏域・野田圏域・印旛圏域
- ・香取圏域・海匠圏域・市川圏域・船橋圏域・習志野圏域・柏圏域

I-3 実施時期

- ・8月～2月 ※詳細は別紙年間実施計画参照

II 障害のある人の意識改革について

企業等の理解促進のための企業見学・意見交換会と同様に、単に障害者が働いている現場を見学するだけではなく、見学後に企業担当者のもとより、障害当事者の方のご意見などを伺う機会を設け、意見交換を行う。

意見交換会の内容については、参加した方が「自分にも出来るかもしれない」「就職したい」と思えるよう工夫を凝らす。なお、保護者や支援機関（支援者）にも参加していただき、就労支援施策・定着支援施策等の説明をする。

実施回数について年間3回とするが、ニーズに応じて適宜開催する予定。具体的実施計画は以下の通り。

II-1 実施内容

福祉施設等を経て就業した障害者を雇用している企業を、福祉施設等の利用者、その家族、支援者等が訪問し、以下の取り組みを行う。

- ① 企業見学会
- ② 経営者、人事担当者、障害当事者との意見交換会
- ③ 参加者間の情報交換会
- ④ 開催後アンケートの実施（課題、改善点などを確認し次年度に活かす）

II-2 実施場所

- ① 市原圏域
- ② 安房圏域
- ③ 長生圏域

II-3 実施時期

9月～11月 ※詳細は別紙年間実施計画参照

III ※短期職場実習について

実習先の開拓については、基本的にはセンター毎に行うが、実習者については各センターの登録者の中から、就業体験・経験が少ない方を中心に選定し、あくまでも職場体験を目的とした短期実習とする。なるべく多くの方に機会を提供する為、実習期間は原則5日とするが、回数の上限は設けずニーズに応じて適宜行う。具体的実施計画は以下の通り。

III-1 実施時期

4月～3月（随時）

III-2 実施回数

80回（各センター5件）

III-3 実習期間

5日（就業に繋がりそうな場合は状況に応じて10日まで延長）

当事業を通じて様々な効果が期待できる。特に期待できる効果は以下の通り。

- ① 当事者の就労意欲の向上
- ② 支援者の支援スキルの向上
- ③ 企業の障害者に対する理解促進
- ④ 職域、職場開拓
- ⑤ 関係機関のネットワーク強化

令和5年度障害者就労促進チャレンジ事業 年間予定表

	企業向け見学相談会	障害者向け見学会	短期職場実習
4月			
5月			
6月			
7月			
8月	柏圏域		
9月	松戸・香取圏域	安房圏域	
10月	習志野・印旛・海匠圏域	市原圏域	
11月	千葉・市川圏域	長生圏域	
12月	君津・船橋圏域		
1月	山武・野田圏域		
2月	夷隅圏域		
3月			

・事業の実施日については2ヶ月前には確定させ、1月半前には広報活動を行い募集を開始出来るようにする。